

第3回嬉野市議会定例会議案

令和4年9月2日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
10	令和4年9月2日	専決処分（第7号）の報告について	1
11	〃	専決処分（第8号）の報告について	3
12	〃	令和3年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	別冊
13	〃	令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計継続費精算報告書について	〃
14	〃	令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計継続費精算報告書について	〃
15	〃	令和3年度嬉野市浄化槽特別会計継続費精算報告書について	〃
16	〃	令和3年度嬉野市健全化判断比率の報告について	〃
17	〃	令和3年度嬉野市資金不足比率の報告について	〃
18	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
41	令和4年9月2日	嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例について	5
42	〃	嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例について	8
43	〃	嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	13
44	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	15
45	〃	嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について	20
46	〃	市道路線の廃止について	22
47	〃	市道路線の認定について	23
48	〃	令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）	別冊
49	〃	令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
50	〃	令和4年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
51	〃	令和3年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
52	〃	令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
53	〃	令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案 番号	提出年月日	議案名	頁
54	令和4年9月2日	令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について	別冊
55	〃	令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業 費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
56	〃	令和3年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定につい て	〃
57	〃	令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理 事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
58	〃	令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理 事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
59	〃	令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区 画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃

報告第10号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月16日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

市の給食配送車が右折して車道に出た時、車道後方から接近していた相手方車両が、給食配送車を避けようとして進行方向左側の歩道に逸れ、縁石に乗り上げた状態で数メートル程進み、相手方車両の車底に損傷が生じた。

2 事故発生年月日

令和4年4月14日 午前9時10分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下野丙114番1 地先 嬉野市立大草野小学校前交差点

4 損害賠償額

金109,880円

5 過失割合

90パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第11号

専決処分（第8号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月16日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

市の給食配送車と個人の車両が交通事故を起こした際、事故の影響で車道の縁石が破損した。

2 事故発生年月日

令和4年4月14日 午前9時10分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下野丙114番1 地先 嬉野市立大草野小学校前交差点

4 損害賠償額

金80,190円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

佐賀県武雄市武雄町大字昭和265番地

杵藤土木事務所

所長 XXXXXXXXXX

議案第 4 1 号

嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例について

嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 塩田庁舎等の利活用にあたり、周辺地域一体の発展を目指し、より具体的な活用策の検討及び協議を行うため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例

(設置)

第1条 塩田庁舎等の利活用に当たり、より具体的な活用策についての検討及び協議を行うため、嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 塩田庁舎等の利活用に関すること。
- (2) その他塩田庁舎等の利活用に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める市長への報告が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条に定める市長への報告が終了する日限り、その効力を失う。

議案第 4 2 号

嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例について

嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、
条例を制定する必要がある。

嬉野市塩田津公開活用施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 塩田津の来訪者に休憩の場、塩田津の歴史を伝える案内の場を提供するとともに、市民と来訪者との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図るため、嬉野市塩田津公開活用施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 嬉野市塩田津公開活用施設
- (2) 位置 嬉野市塩田町大字馬場下甲7 1 2番地1

(管理運営)

第3条 施設は、嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理し運営する。

2 教育委員会は、教育委員会が指定するものに施設の管理を委託することができる。

(施設の構成)

第4条 施設の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公衆トイレ
- (2) 案内コーナー
- (3) 展示室

(休館日)

第5条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、施設の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。次号において同じ。）に当たる場合は、その翌日
- (2) 休日の翌日。ただし、当該休日が金曜日若しくは土曜日に当たる場合又は休日の翌日が休日の場合を除く。
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、前条の休館日以外の日午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、変更することができる。

(利用の許可)

第7条 別表に掲げる施設を会議又は催事等で利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に当たっては、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 前条の規定により施設を利用しようとする者は、別表に定める額を使用料として納めなくてはならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 第8条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可目的以外に施設を利用し、又はその利用の権利の全部若しくは一部を第三者に転貸してはならない。

(利用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為等を行うおそれがあると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又は施設等の管理上特に必要があると認められる場合は、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(入場の制限)

第12条 教育委員会は、第10条各号のいずれかに該当する者に対して、退場を命じ、又はその者の入場を拒絶することができる。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により施設、設備等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により施設を利用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

室名	金額
案内コーナー	1時間当たり 200円
展示室	1時間当たり 200円
備考	
<p>1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。</p> <p>2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない使用時間は、1時間とする。</p> <p>3 利用者が市内居住者（市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。）以外の者である場合は、この表に定める額の10割増しの額とする。</p>	

議案第 4 3 号

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正す
る条例について

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運
動用ポスター等の作成の公営に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 2 1 号）の一
部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部改正に伴い、条例の一
部を改正する必要がある。

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正す
る条例

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運
動用ポスター等の作成の公営に関する条例（平成18年嬉野市条例第21号）の一
部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,
560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「3
16,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 3 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国の規定に準じて非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和をするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「「1歳6箇月到達日」という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「いずれにも該当するとき」を「いずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの

条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第17条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）を適用する。

る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 45 号

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例（平成 18 年嬉野市条例第 162 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例（平成18年嬉野市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成5年建設省令第16号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第2号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を「省令第1条第1号に規定する同居親族等（以下「同居親族等」という。）」に改め、同条第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第8条第2項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第11条第1項中「入居の際に同居した親族以外の者」を「入居の際の同居親族等以外の者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	中の谷2号線	嬉野市嬉野町大字下宿字盗人森甲1879番7地先 嬉野市嬉野町大字下宿字盗人森甲1881番23地先

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の
議決が必要である。

議案第 47 号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理 番号	路線名	起 点 終 点
1	中の谷 2 号線	嬉野市嬉野町大字下宿字盗人森 嬉野市嬉野町大字下宿字盗人森

令和 4 年 9 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第48号

令和4年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度嬉野市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,366,611千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		12,000	8,841	20,841
	1 地方特例交付金	12,000	8,841	20,841
11 地方交付税		4,700,000	169,321	4,869,321
	1 地方交付税	4,700,000	169,321	4,869,321
13 分担金及び負担金		95,258	750	96,008
	1 分担金	8,254	750	9,004
15 国庫支出金		2,516,407	226,882	2,743,289
	1 国庫負担金	1,883,415	55,727	1,939,142
	2 国庫補助金	627,557	171,155	798,712
16 県支出金		1,657,709	18,079	1,675,788
	2 県補助金	790,381	17,979	808,360
	3 委託金	80,365	100	80,465
19 繰入金		2,222,927	△119,347	2,103,580
	2 基金繰入金	2,222,924	△119,347	2,103,577
21 諸収入		426,688	949	427,637
	5 雑入	200,003	949	200,952
22 市債		489,300	8,883	498,183
	1 市債	489,300	8,883	498,183
歳入	合計	19,052,253	314,358	19,366,611

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,253,091	26,527	5,279,618
	1 総務管理費	4,910,670	26,479	4,937,149
	5 統計調査費	7,966	48	8,014
3 民生費		5,952,359	10,781	5,963,140
	1 社会福祉費	2,839,357	2,764	2,842,121
	2 児童福祉費	2,542,310	8,017	2,550,327
4 衛生費		1,302,626	77,723	1,380,349
	1 保健衛生費	466,480	77,723	544,203
6 農林水産業費		908,660	21,827	930,487
	1 農業費	833,626	21,507	855,133
	2 林業費	74,854	320	75,174
7 商工費		562,407	171,000	733,407
	1 商工費	562,407	171,000	733,407
9 消防費		488,573	200	488,773
	1 消防費	488,573	200	488,773
10 教育費		1,058,493	2,000	1,060,493
	4 社会教育費	276,331	2,000	278,331
11 災害復旧費		253,972	4,300	258,272
	1 農林水産施設災害復旧費	197,233	4,300	201,533
歳 出	合 計	19,052,253	314,358	19,366,611

第 2 表 継続費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務	5,500	令和4年度	1,830
				令和5年度	3,670

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 90,000	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。	千円 98,883	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和4年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,574,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,781,065	165	2,781,230
	1 県補助金	2,781,065	165	2,781,230
歳入	合計	3,574,285	165	3,574,450

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,957	165	57,122
	1 総務管理費	52,623	165	52,788
歳出	合計	3,574,285	165	3,574,450

令和4年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		1,263	400	1,663
	2 償還金及び還付加算金	754	400	1,154
歳入	合計	399,657	400	400,057

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		755	400	1,155
	1 償還金及び還付加算金	754	400	1,154
歳出	合計	399,657	400	400,057

別 冊

第 3 回嬉野市議会定例会
(決算認定議案)

嬉 野 市

議案第51号

令和3年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第52号

令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第53号

令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第54号

令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第55号

令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第56号

令和3年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第57号

令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第58号

令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第59号

令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理
事業費特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

嬉野市長 村上 大祐